2　施行期日等

(一)　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用することとした。（附則第二項関係）

(二)　その他所要の規定の整備を図ることとした。

(三)　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（金融庁）

1　監督局総務課の所掌事務の変更及び監督局資産運用課の所掌事務を定めることとした。（第一九条及び第二三条の二関係）

2　総合政策局参事官の設置期間を変更することとした。（附則第六条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（総務省）

1　情報流通行政局に放送業務課及び放送施設整備促進課を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第七六条、第八四条及び第八五条関係）

2　情報流通行政局郵政行政部に郵便局活用課を設置し、その所掌事務を定めることとした。（第七六条、第八九条及び附則第一九条関係）

3　統計局統計調査部消費統計課の所掌事務を変更することとした。（第一一八条関係）

4　本省に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第一二〇条及び附則第二一条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。ただし、附則第七条第二号の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（経済産業省）

1　経済産業省組織令の一部改正関係

(一)　貿易経済安全保障局及び同局総務課の所掌事務を変更することとした。（第六条第一項及び第四六条関係）

(二)　商務情報政策局の課の再編整理を行い、流通政策課及び商取引・消費経済政策課を置くこととした。（第八〇条、第九一条及び第九二条関係）

(三)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　附則

(一)　消費経済審議会の庶務を処理する課を変更することとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二三一号）（防衛省）

1　整備計画局施設整備官を廃止し、同局に施設整備課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二六条及び第二九条～第三一条関係）

2　地方協力局東日本協力課及び西日本協力課を廃止し、同局に地方協力課及び参事官を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第四〇条、第四二条、第四三条、第四五条、第四六条及び第四八条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇公益信託に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二三二号）（内閣府本府）

公益信託に関する法律の施行期日は、令和八年四月一日とすることとした。

◇公益信託に関する法律施行令（政令第二三三号）（内閣府本府）

1　公益信託に関する法律（以下「法」という。）第八条第五号の政令で定める特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者を定めることとした。（第一条関係）

2　法第八条第六号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者を定めることとした。（第二条関係）

3　法第八条第七号の政令で定める公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を定めることとした。（第三条関係）

4　法第八条第一二号ただし書の政令で定める他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合を定めることとした。（第四条関係）

5　法第八条第一三号トの政令で定める信託行為において残余財産を帰属させることができる法人を定めることとした。（第五条関係）

6　この政令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三四号）（内閣府本府）

1　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令を廃止することとした。（第一条関係）

2　その他公益信託に関する法律の施行に伴い、鉱業登録令等の関係政令について、関係規定の整備を行うこととした。（第二条～第一七条及び附則第二条～第五条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（厚生労働省）

1　老齢基礎年金の額の改定に伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項に規定する所得基準額等を改定することとした。（本則関係）

2　令和七年九月以前の月分として支給される年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年一〇月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（防衛省）

1　陸上自衛隊佐賀駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

2　この政令は、令和七年七月九日から施行することとした。